

令和8年度 道上小学校 PTA 定期総会資料

会長あいさつ

令和8年度道上小学校 PTA 定期総会を迎えるにあたり、日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただいております保護者の皆さま、地域の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和7年度は、学校行事や地域行事への協力、子どもたちの学校生活を支える活動、保護者同士の交流を促す企画などを、無理のない参加と協力を基本に進めてまいりました。また、活動の様子や実績については、PTA ウェブサイト等を通じて発信し、開かれた運営に努めてまいりました。

令和8年度も、子どもたちの安心・安全な学校生活を支えることを第一に、学校との連携、保護者同士のつながり、地域との協力を大切にしながら、時代に合った PTA 活動を進めてまいります。各議案についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

総会資料の要点

第1号議案 令和7年度活動報告

学校行事・地域行事への協力、主催行事の実施、広報発信などを通じて、子どもたちの学校生活を支える活動を行いました。詳細は本資料およびウェブサイト掲載内容をご参照ください。

第2号議案 令和7年度決算報告

会費をもとに、各種活動および運営に必要な支出を行いました。会計監査を経て報告いたします。

第3号議案 令和8年度活動計画（案）

児童が安心して学べる環境づくりに協力するとともに、保護者の負担軽減に配慮しながら、交流と参加のしやすい PTA 活動を進めます。

第4号議案 令和8年度予算（案）

会費額および予算配分について提案いたします。透明性のある運営と有効活用に努めます。

第5号議案 令和8年度運営体制（案）

新年度の役員および運営体制について提案いたします。

第6号議案 サークル規約（案）

既存のサークル・部活動についての規約について提案いたします。

第7号議案 PTA 会則（修正案）

サークル規約について追記しました。

第1号議案 令和7年度活動報告

令和7年度は、入学式・卒業式等の学校行事への協力、道上まつりや給食試食会などの PTA 主催行事の実施、朝の

挨拶運動や地域行事への参加を通じて、子どもたちの学校生活と地域とのつながりを支える活動を行いました。夏祭りの見守り、亀有まつり、児童館まつり、ロードレースや郷土かるた大会など、地域との連携した事業にもご協力をさせていただきました。

PTA 運営メンバーや新任教師と地域の方々の交流の場として、ご挨拶の会を復活させ、夏休みの「水遊びフェス」、葛飾区や自治会と連携して体育館で一泊する避難所体験を行う「防災キャンプ」という新たな取組にも挑戦しました。

また、毎年恒例となっている先生紹介の広報誌も好評をいただいております。

また、PTA ウェブサイトや配信等を活用し、活動の見える化を進めることで、保護者の皆さまが参加しやすい運営に努めました。

卒業を祝う会、卒業お祝いイベントについても、実行委員会の協力のもと、卒業生・保護者・教職員にとって思い出に残る会を実施することができました。

※活動の詳細はウェブサイト掲載内容もあわせてご参照ください。

日程	活動内容	場所
4月7日	入学式来賓受付、式典参列	昇降口、体育館
4月19日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室
4月19日	14:00~16:00 広報卒業記念号配布	玄関
4月30日	PTA総会	書面
5月10日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室
5月31日	会費徴収 締切	PTA会議室
6月14日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室
6月14日	ご挨拶の会	多目的室
6月29日	道上まつり	本校校舎内、ピロティ
7月12日	水曜日・朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室
7月19日	第5ブロック会議	中之台小
7月~8月	盆踊り夜間パトロール実施	各祭り会場周辺
8月中	11校&亀子連ソフトボール大会	柴又河川敷 野球場
8月25日	水遊びフェス(新規)	ピロティ
9月13、14日	香取神社祭礼夜間パトロール実施	香取神社周辺
9月20日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室
10月13日	葛飾区スポーツフェスティバル	奥戸総合スポーツセンター
10月18日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室

10月18日	少年の主張予選	リリオホール
10月19日	亀有まつり	亀有駅南口付近
10月25日	体育発表会手伝い	亀有中学校
	少年の主張本選	シンフォニーヒルズ
10月～11月	西亀有児童館まつり	西亀有児童館
10月～11月	亀有児童館まつり	亀有児童館
11月1日	ロードレース大会、子ども大運動会（雨天 11/2）	亀有中学校
11月8日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
11月	親善バレーボール大会	道上小・中之台小
11月	地域ソフトボール大会	亀中・亀青小
12月6日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
12月12日	防災キャンプ（新規）	体育館
12月24日	葛飾郷土かるた校内予選	体育館
2学期中	給食試食会	教室
1月17日	朝の挨拶運動	学校周辺、PTA 室
1月17日	葛飾郷土かるた亀有地区予選	学校周辺、PTA 室
2月14日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
3月5日	木曜日・朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
3月6日	卒業を祝う会	体育館
3月6日	6年生卒業企画	体育館
3月25日	卒業式来賓受付、式典参列	昇降口、体育館

第2号議案 令和7年度決算報告

令和7年度のPTA会費については、学校行事への協力、児童向け企画、地域連携活動、広報活動および運営事務等に活用いたしました。詳細な収支については、別紙決算書のとおり報告いたします。なお、本決算については会計監査を受け、適正であることを確認しております。

令和7年度 PTA会費決算報告書

葛飾区立道上小学校PTA

1.収入の部

単位:円

款 項 目	本年度決算額	摘 要
寄付金(会費)収入	760,000	2000円×380世帯
前年度繰越金	352,627	
普通貯金利息	670	
雑 収 入	1,014,193	道上まつり参加費、道上まつり通帳解約により残金を本会計に移動、記念事業積立金および卒業イベント払い、リンクライブ戻し金
合 計	2,127,490	

2.支出の部

単位:円

款項目	予算額	決算額	差異	摘 要	
P T A 運 営 費	備 品 費	50,000	8,593	41,407	横断幕作成
	行 事 費	120,000	115,933	4,067	ご挨拶の会、水遊びイベント、かめありまつり、防災キャンプ、6年生卒業イベント
	消 耗 品 費	60,000	93,895	△ 33,895	
	広 報・通 信 費	80,000	100,717	△ 20,717	ホームページ代、会議室wi-fi、広報誌印刷郵送代他
	渉 外 費	70,000	54,070	15,930	懇親会会費、祝賀会費、香典代
	分 担 費	20,000	8,000	12,000	ソフトボール大会参加費
	雑 費	100,000	5,674	94,326	PC、プリンター処分代、印鑑代
	卒 業 記 念 費	110,000	108,900	1,100	1,100円×99人
	記念行事積立金	150,000	250,000	△ 100,000	
	備 品 積 立 金	30,000	30,000	0	
	卒 業 対 策 費	10,000	10,000	0	
	サークル活動費	20,000	29,090	△ 9,090	バレーボール部ソフトボール部活動費、バレーボール部(ホイッスル・旗)
	道上まつり費	300,000	325,657	△ 25,657	
小 計(A)	1,120,000	1,140,529	△ 20,529		
PTA総合補償制度(B)	49,500	45,948	3,552		
予 備 費(C)	183,127		183,127		
次年度繰越金(D)		941,013	△ 941,013		
合計(A)+(B)+(C)+(D)	1,352,627	2,127,490			

【財形目録】令和8年3月31日現在

単位:円

項目	残高	摘 要
郵便普通貯金(1)	941,013	本会計
郵便普通貯金(2)	215,417	備品積立金
郵便普通貯金(3)	1,549,251	周年行事等積立金
合計	2,705,681	

葛飾区立道上小学校PTA会長

森谷 哲



会計

吉良 みずほ



松井 エリカ



小林 知世



学校側会計

市川 まゆ



鈴木 大介



上記の通り相違ない事を認めます。

葛飾区立道上小学校PTA会計監査

安部 彰



福永 大輔



第3号議案 令和8年度活動計画（案）

1. 活動目的

児童が安心して学び、学校生活を楽しく送ることができる環境づくりに協力します。

また、教職員の働き方や保護者の負担にも配慮しながら、無理なく参加できるPTA活動を進めます。さらに、学校・家庭・地域のつながりを大切に、子どもたちの成長を支える交流の機会を創出します。

2. 令和8年度の重点方針

1. 子どもたちの学校生活を支える活動の充実
2. 保護者が参加しやすい、無理のない運営
3. 学校および地域との連携強化
4. 活動内容の分かりやすい情報発信と透明性の確保

3. 主な活動内容

- ・総会の開催（書面開催を含む）
- ・入学式、卒業式等の学校行事への協力
- ・朝の挨拶運動の実施
- ・地域行事への参加および協力
- ・道上まつり、給食試食会等の主催行事の企画運営
- ・卒業記念企画の実施
- ・PTA会費の管理および会計事務
- ・PTA活動に関する資料作成および配信
- ・広報誌・ウェブサイト等を活用した広報活動
- ・保護者サポーターの募集および参加しやすい仕組みづくり

4. 活動の進め方

PTA活動は、一部の役員のみで担うものではなく、「できる人が、できる時に、できる形で関わる」ことを大切にしながら運営してまいります。また、紙面での周知に加え、ウェブサイト等を活用した情報発信により、活動の透明性向上に努めます。

5. 年間行事予定（案）

※一部日程は変更となる場合があります。

道上小学校PTA 令和8年度 年間行事予定表		
日程	活動内容	場所
4月6日	入学式来賓受付、式典参列	昇降口、体育館
4月18日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA室

5月8日	P T A総会	書面
5月9日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
5月29日	会費徴収 締切	PTA 会議室
6月13日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
6月13日	ご挨拶の会	多目的室
6月27日	道上まつり	本校体育館、ピロティ
7月8日	水曜日・朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
7月11日	第5ブロック会議	中之台小
7月～8月	盆踊り夜間パトロール実施	各祭り会場周辺
8月中	夏休み水遊びフェス	ピロティ
8月中	11校&亀子連ソフトボール大会	柴又河川敷 野球場
9月5日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
10月11日	香取神社祭礼夜間パトロール実施	香取神社周辺
10月13日	葛飾区スポーツフェスティバル	奥戸総合スポーツセンター
10月17日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
10月17日	少年の主張予選	リリオホール
10月18日	亀有まつり	亀有駅南口付近
10月	少年の主張本選	シンフォニーヒルズ
10月～11月	西亀有児童館まつり	西亀有児童館
10月～11月	亀有児童館まつり	亀有児童館
10月31日	ロードレース大会、子ども大運動会	亀有中学校
11月7日	体育発表会手伝い	中之台小学校
11月	親善バレーボール大会	道上小・中之台小
11月	地域ソフトボール大会	亀中・亀青小
12月5日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
12月12日	防災キャンプ（避難所体験イベント）	体育館
12月16日	葛飾郷土かるた校内予選	体育館
2学期中	給食試食会	教室
1月10日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
1月17日	葛飾郷土かるた亀有地区予選	学校周辺、PTA 室
2月14日	朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室

3月4日	木曜日・朝の挨拶運動、校長・副校長ミーティング	学校周辺、PTA 室
3月5日	卒業を祝う会	体育館
3月中	6年生卒業企画	本校体育館、ピロティ、校庭
3月25日	卒業式来賓受付、式典参列	昇降口、体育館

第4号議案 令和8年度 PTA 会費予算 (案)

令和8年度のPTA会費(運営寄付金)については、以下のとおり提案いたします。

- ・会費額：1世帯あたり 年額 2,000円
- ・いただいた会費は、学校行事への協力、児童向け活動、広報活動、運営事務等に活用いたします。限られた財源を有効に活用し、透明性のある運営に努めてまいります。
- ・詳細は令和8年度 PTA 会費予算(案)を参照してください。

第4号議案

令和8年度 PTA会費予算(案)

葛飾区立道上小学校PTA
R8年4月18日現在

1.収入の部

単位:円

款 項 目	予算額	摘要
寄付金(会費)収入	1,000,000	児童:2,000円×500世帯
雑収入	50,000	※道上まつりでの売上
前年度繰越金	941,013	※口座統合に伴う費用+実繰り越し分
合 計	1,991,013	

2.支出の部

単位:円

款項目	R7年度予算額	R8年度予算額	増・減△	摘要
備 品 費	50,000	100,000	50,000	備品補充補修費(PTAユニフォーム代等)
行 事 費	120,000	150,000	30,000	学校行事、地域行事参加費等
消 耗 品 費	60,000	90,000	30,000	用紙・文具
広 報・通 信 費	80,000	100,000	20,000	HP管理費、wi-fi、広報誌
渉 外 費	70,000	60,000	△ 10,000	地域事業祝い金等
分 担 費	20,000	0	△ 20,000	※スポーツ部活動費に統合
雑 費	100,000	20,000	△ 80,000	※R7年度は引越しに伴う備品処分代で増額
卒 業 記 念 費	110,000	110,000	0	1100円×100名
記念行事積立金	150,000	150,000	0	
備 品 積 立 金	30,000	30,000	0	
卒 業 対 策 費	10,000	10,000	0	
スポーツ部活動費	20,000	50,000	30,000	大会参加費等
道上まつり費	300,000	350,000	50,000	
小 計 (A)	1,120,000	1,220,000	100,000	
PTA総合補償制度(49,500	49,500	0	世帯数500
予 備 費 (C)	183,127	721,513	538,386	
合 計 (A)+(B)+(C)	1,352,627	1,991,013		

第5号議案 令和8年度運営体制 (案)

令和8年度のPTA運営体制を以下のとおり提案いたします。

第5号議案

令和8年度 道上小学校PTA運営委員（案）

役職	お名前	区分
会長	森谷 哲（もりや さとし）	継続
副会長	中道 絢（なかみち あや）	継続
副会長	田村 亮介（たむら りょうすけ）	継続
書記	武内 亜希子（たけうち あきこ）	新任
書記	小島 智子（こじま ともこ）	継続
書記（WEB担当）	今井 竜也（いまい たつや）	継続
会計	久保 美己代（くぼ ふみよ）	新任
会計	佐久間 純（さくま じゅん）	新任
会計	吉良 みずほ（きら みずほ）	継続
会計	小林 知世（こばやし ともよ）	継続
会計	松井 エリカ（まつい えりか）	継続
会計監査	浅野 叔子（あさの よしこ）	新任
運営委員（地域連携担当）	橋本 彰子（はしもと あきこ）	継続
運営委員（地域連携担当）	武内 亜希子（たけうち あきこ）	新任
運営委員（地域連携担当）	根本 梓（ねもと あづみ）	継続
運営委員（イベント担当）	今井 竜也（いまい たつや）	継続
運営委員（イベント担当）	佐久間 純（さくま じゅん）	新任
運営委員（イベント担当）	鈴木 友梨（すずき ゆり）	継続
運営委員（イベント担当）	生田 由香（しょうだ ゆか）	継続
運営委員（イベント担当）	久保 美己代（くぼ ふみよ）	継続

既存のサークル・部活動についての規約について提案いたします。

道上小学校PTAサークル活動規約（案）

第1条（目的）

PTAサークル（以下「サークル」という）は、会員相互の親睦、技能や知見の向上、生涯学習活動の推進、体力づくりを主たる目的とし、各種スポーツ・文化活動を行うものとする。これらの活動を通じ、保護者自身の心身の健康を保つことで、子どもたちの学校生活における安全・安心の向上にも寄与することを目的とする。

第2条（構成メンバー）

1. サークルに参加できるメンバーは、道上小学校PTAの正規会員である在校生保護者・教員、非正規会員である卒業生保護者（OB・OG）とする。
2. 在校生保護者はPTA会費の納入を以て、正規会員となることができる。（教員については会費の納入は免除とPTA会則に記載）
3. PTAが加入する保険の補償対象は、教員を除く正規会員とする。非正規会員の参加者については、各自での保険加入を推奨するものとする。
4. 各サークルの運営は、正規会員が行う。
5. 各サークルには、部長1名、副部長1名以上を置く。
6. 各サークルは、年度開始時に正規会員メンバーおよび非正規会員メンバーリストを作成し、PTA運営委員会へ提出する。
7. PTA運営委員会は、提出されたメンバーリストに基づき、サークル活動中の事故等に備え、必要な保険手当を行うものとする。

第3条（新規サークルの発足）

1. 新たにサークルを立ち上げる場合は、正規会員メンバー5名以上を含むメンバーリストおよび活動計画書（活動趣旨および年間活動の概要を含む）をPTA運営委員会に提出する。
2. 新規サークルは、PTA運営委員会による承認をもって仮サークルとして活動を開始することができる。
3. 仮サークルの後、次回総会に報告し特段の異議がない場合は正式なサークルとして活動することができる。
4. 活動費および大会出場費は、正式なサークルとして活動する年度より支給される。

第4条（管理・運営）

1. サークル活動の所管はPTA運営委員会とし、営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。

2. PTA 予算から支出した活動費で購入した備品は、PTA の所有物とし、保管場所や管理方法については PTA 運営委員会と各サークルで協議のうえ決定する。
3. 各サークルは、貸与を受けた備品を適切に管理するものとし、故意または重大な過失による破損・紛失があった場合に限り、弁償等の対応を協議する。経年劣化や通常使用による消耗については、この限りではない。
4. 活動中に事故等が発生した場合は、速やかに PTA 運営委員会へ報告する。
5. 各サークルは、年度末に簡易な活動報告を PTA 運営委員会へ提出するものとする。
6. 学校施設を利用する場合は、学校開放利用登録団体としての登録を含め、学校および PTA 運営委員会と相談のうえ適切に手続きを行う。
7. PTA 運営委員会は、必要に応じて各サークル代表者と、サークル活動に関する意見交換および調整を行う。
8. 各サークルは、学校および PTA 主催行事に対し、可能な範囲で協力するものとする。

第 5 条（活動費および部費の管理）

1. 各サークルの活動費は、PTA 予算より一定額を上限として支給する。
2. 活動費は各サークルの申請に基づき、必要に応じて PTA 会計より支出する。
3. 活動費の使用用途は大会出場費、活動に必要な備品・消耗品のみとする。
4. 備品購入等で必要なサークルは、部員から部費を集めることも可能とする。それらの管理は活動費とは分け、各団体で行う。
5. 活動費の未使用分については、翌年度への繰り越しは行わない。

第 6 条（大会・イベント参加）

1. 大会・イベントへの参加および運営は、各サークルが主体となって行う。
2. 地域の公式試合や幹事校として PTA および学校全体としての協力が必要な場合は、PTA 運営委員会および学校も可能な限り支援を行う。

第 7 条（指導・是正）

サークルまたは構成メンバーが本規約に反する行為を行った場合、PTA 運営委員会は注意・指導を行い、改善を求めるものとする。複数回の指導にもかかわらず是正が見られない場合には、活動の停止または解散を含む措置を講じることができる。

第 8 条（休部・解散）

1. 各サークルは、事情により活動が困難となった場合、PTA 運営委員会に報告のうえ、休部または解散とすることができる。

2. PTA 運営委員会は、学校への重大な支障や規約違反が認められる場合、サークルに対し休部または解散を勧告することができる。
3. 解散時には、PTA から支出された備品等がある場合には、これを PTA に返却するものとする。

第9条（附則）

1. 本規約の改廃にあたっては、各サークルの意見を聞いた上で PTA 運営委員会にて、総会に報告し決定する。
2. 本規約に定めのない事項については、PTA 運営委員会と学校及び各サークルが協議の上、都度対応方針を決めるものとする。

第7号議案 PTA 会則（修正案）

※第6号議案のサークル規約について第6章20条に追記しました。

葛飾区立道上小学校PTA会則（改正案）

第1章 総則

第1条（名称） 本会は葛飾区立道上小学校PTAと称して事務所を道上小学校におく。

第2条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭、本校及び地域における児童の健全でかつ幸福な成長を図ることとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（本会の活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1.本校における学習指導、学校行事などを支援する活動
- 2.本校及び地域において、児童のより良い生活環境を整備する活動
- 3.本校及び地域において、児童の安全の向上を図る活動
- 4.会員相互及び地域との親睦を図る活動
- 5.その他、目的を達成するために必要な活動

第4条（活動方針）

この会は、次の各号を活動方針とする。

- 1.会員の総意に基づいて、保護者と教職員が対等な立場で活動する。
- 2.児童の教育、福祉及び安全のために活動する他の団体や機関と協力して活動する。
- 3.特定の政党や宗教等に係る活動はしない。
- 4.本会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 5.もっぱら営利を目的とする活動はしない。
- 6.教職員の人事には干渉しない。

第5条（会員）

本会は、本会の目的、活動内容や方針に賛同する保護者及び教職員を会員として組織する。本会への入会意思のないもの、退会を希望するものは本会事務局に対する申し出により、いつでも退会できる。本会事務局は速やかに対応する義務を負う。

第2章 運営委員会

第6条（構成）

本会の運営を図るため、次の委員を置き運営委員会を構成する。

会長 1名以上（共同での運営も可能とする）

副会長 若干名（保護者側 若干名・学校側1名 副校長）
書記 若干名（保護者側 若干名・学校側2名）
会計 若干名（保護者側 若干名・学校側2名）
運営委員 若干名（保護者側 若干名）

第7条（委員選出）

運営委員は道上小学校の保護者で、立候補、及び会員の推薦により選出され、総会の承認を得て選任される。なお、会長・副会長・書記・会計の担当は、運営委員の中で互選とし総会にて承認を得る。

任期は1年とするが、再任を妨げない。

なお、任期途中で欠員および増員の必要性が出た場合、運営委員会の推薦承認により補充することが出来るが、任期は前任者の残存期間とする。

第8条（役割）

運営委員の担当は次の通りとするが、活動については連携をもって全体で行うものとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。（共同で運営する場合、統轄責任者を置く）
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その代理を務める。
3. 副会長は教育活動などの支援及び地域との連携を行う。また「第3章で定める(サポーター)」の取りまとめを行う。
4. 会計は予算に基づき会計事務を処理し、総会において決算の報告及び予算案を提出する。
5. 書記は諸会合の議事録の作成及び、PTA関連の広報活動などを行う。
6. 運営委員は、上記役職者の指示のもと、活動を補佐する役割を担う。

第9条(活動)

運営委員の活動は、次のとおりとする。

1. 年間計画及び行事等の企画・立案・運営
2. 予算の編成・補正
3. 決算書の作成
4. 「第3章で定める(サポーター)」の告知・募集
5. 会則の改正
6. その他本会の運営に関する事項

第10条(決議)

運営委員会は、会則の変更または規約にない事項及び緊急を必要とする会務の処理について、総会につぐ決議をする事が出来る。

第 11 条(顧問・相談役)

会長は運営委員会に諮って、顧問・相談役を置くことができる。

第 3 章 サポーター制度

第 12 条(目的)

学校内外での諸行事や活動(以下「行事」という)に参加し、支援・協力することを目的とする。

第 13 条(構成)

第 9 条第 4 項に基づき運営委員会が告知・募集し、行事に参加を希望する会員により構成する。各行事において人数に定めをおかない。また、複数の行事に参加希望することを妨げない。

第 14 条(活動)

第 9 条第 4 項に基づき企画・立案された行事の他、会長が認めた行事について会員に告知・募集の上、活動を行う。また、複数の行事に参加することを妨げない。

第 4 章 総会

第 15 条 (総会)

定期総会は本会の最高議決機関とし、毎年 1 回、年度初めに開催必要事項を審議し、決議または承認する。

但し、全会員の三分の一以上の要求があった場合、又は会長が必要と認めた場合には臨時総会を開催することができる。

第 16 条 (決議)

総会は全会員の五分之一をもって成立し、総会の議決は出席者の三分の二以上の賛成をもって可決する。

総会の議決は、定期総会・臨時総会共に、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。

第 5 章 会計

第 17 条(会費（運営寄付金）)

1. 本会の経費は会員の会費（運営寄付金）をもってこれにあて、会費（運営寄付金）は一世帯当たりとし、金額は総会にて決定する。

2. 教職員に関しては、本会の任意性および主体性を考慮し、会費を免除する。

3. 会員の事情により退会した場合は、一度徴収した会費（運営寄付金）に関しては返金しない。

第 18 条 (期間)

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条(会計監査)

本会に会計監査を置き、活動内容を次のように定める。

1. 会計監査は、年度毎の収支決算表を監査し、総会にて報告する。
2. 会計監査は、運営委員会により会員の中から 2 名以上選任され、総会において承認を得る。
3. 任期は 1 年とするが、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合、運営委員会の承認により補充する事が出来るが、任期は前任者の残存期間とする。

第 6 章 サークル・部活動

第 20 条(サークル・部活動)

本会は、会員の自主的な活動としてサークル活動を認める。サークルの設置および運営に関し必要な事項は、運営委員会の管理のもと、別に定める規約による。

第 7 章 会則の改廃

第 21 条(承認)

会則は運営委員会の協議に基づき、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正・廃止することができる。

但し、10 条の適用(運営委員会の決議)については、同条の規定に基づくものとする。

附則： 本会に名誉会長並びに相談役をおくことができる。

附則： 本会則施行の必要な細則は、常任運営委員会の協議により別に定める。

附則： 本会則は平成 11 年 4 月 1 日に一部名称変更し、当日より施行する。

附則： 本会則は平成 12 年 5 月 2 日に一部改正し、当日より施行する。

附則： 本会則は平成 15 年 5 月 13 日に一部改正及び補足し、当日より施行する。

附則： 本会則 13 条は平成 25 年 5 月 10 日に一部改正及び補足され、当日より施行する。ただし、第 13 条 1 項に関しては、平成 26 年度以降に会長の決裁により定めた日から施行するものとする。

附則： 本会則は令和 3 年 5 月 19 日に一部改正し、当日より施行する。

附則： 本会則は令和4年5月27日に一部改正し、当日より施行する。

附則： 本会則は令和6年4月1日に改正し、当日より施行する。

活動実績の公開について

PTA 活動の詳細な実績や各種取り組みについては、PTA ウェブサイト等にて随時公開しております。今後も、分かりやすく透明性のある情報発信に努めてまいります。

道上 PTA ウェブサイト：<https://m-pta.com/>

以上